

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第17回会議資料



平成17年8月25日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成17年8月25日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新しい『観音寺市』誕生ポスター最優秀賞表彰

4 議 事

(1) 報告事項

- (1) 報告第67号 新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について
- (2) 報告第68号 一般職の職員の身分の取扱い(変更)について
- (3) 報告第69号 特別職の職員の身分の取扱い(その2)について
- (4) 報告第70号 事務組織及び機構の取扱いについて
- (5) 報告第71号 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その2)について
- (6) 報告第72号 各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて
- (7) 報告第73号 各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて
- (8) 報告第74号 市長・市議会議員選挙日程について

(2) その他

- (1) 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会について
- (2) 第18回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

5 閉 会

“新しい『観音寺市』誕生”ポスター入賞者名簿

【最優秀賞】

小学校の部

番号	氏名	ふりがな	学年	学校名
1	中塚 千晴	なかつか ちはる	4	観音寺市立柞田小学校

【最優秀賞】

中学校の部

番号	氏名	ふりがな	学年	学校名
1	尾藤 友美	びとう ともみ	2	観音寺市立観音寺中学校

【優秀賞】

番号	氏名	ふりがな	学年	学校名
1	石川 義宗	いしかわ よしむね	4	観音寺市立常磐小学校
2	岡田 祐季	おかだ ゆき	5	観音寺市立常磐小学校
3	横山 真由子	よこやま まゆこ	6	観音寺市立常磐小学校
4	三谷 理子	みたに りこ	5	観音寺市立高室小学校
5	織田 観月	おだ みづき	6	観音寺市立豊田小学校
6	細川 智代	ほそかわ ともよ	5	大野原町立萩原小学校
7	合田 梢	ごうだ こずえ	6	豊浜町立豊浜小学校
8	合田 聖美	ごうだ きよみ	2	三豊郡山本町観音寺市学校組合立三豊中学校
9	阪本 真世	さかもと まよ	3	観音寺市立観音寺中学校
10	高橋 芙実	たかはし ふみ	3	観音寺市立観音寺中学校
11	久保田早智	くぼた さち	2	観音寺市立中部中学校
12	米谷 苑恵	まいたに そのえ	3	観音寺市立中部中学校
13	富田 里子	とみだ さとこ	2	豊浜町立豊浜中学校
14	矢野 薫	やの かおる	3	豊浜町立豊浜中学校
15	曾我部志乃	そがべ しの	3	豊浜町立豊浜中学校

報告第67号

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成について、1市2町圏域内の13社の印刷業者に対し印刷説明会を開催し、見積書を徴したところ、2社より辞退の申し出があり、11社より見積書の提出があった。

結果、下記のとおり最低見積価格であった印刷業者を選定し、新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成について印刷を依頼している。

1. 新市ガイドブック

- (1) 選定の方法 見積もり合わせ
- (2) 印刷内容 新市ガイドブック 25,000部
- (3) 最低見積価格 1,522,500円
(うち消費税及び地方消費税 72,500円)
- (4) 最低見積業者 (株)富士印刷 大野原町大字青岡172-3 代表取締役 石川正人

2. 合併啓発ポスター

- (1) 選定の方法 見積もり合わせ
- (2) 印刷内容 合併啓発ポスター2種類 300枚ずつ計600枚
- (3) 最低見積価格 72,450円
(うち消費税及び地方消費税 3,450円)
- (4) 最低見積業者 (株)富士印刷 大野原町大字青岡172-3 代表取締役 石川正人

新市ガイドブックについて

1. 目的

新市誕生後の市民の皆さまが市の窓口や施設を利用いただく際に、新市の行政サービスの内容や公共施設、本庁の業務や合併によりこれまでの町役場から支所となる大野原支所及び豊浜支所の業務などをお知らせすることを目的とする。

2. 掲載内容（予定）

- ・合併に伴うお知らせ
- ・住所変更に伴う手続き
- ・市役所のご案内
- ・各課の案内と主な業務
- ・市民生活
- ・税金
- ・年金・国保
- ・環境・衛生
- ・保健
- ・高齢者福祉
- ・障害者福祉
- ・その他福祉サービス
- ・教育・育児
- ・住まい
- ・消防・救急・防災
- ・地域支援活動
- ・その他各種相談窓口
- ・医療
- ・市民情報
- ・議会
- ・農業委員会
- ・市内の主要施設（新市域内地図）
- ・公共施設一覧表

3. 発行時期等

10月1日、1市2町各戸配布及び各庁舎窓口に配置

4. 仕様

A4版、表紙フルカラー印刷、本文2色印刷、約80ページ
25,000部（各世帯、議員・特別職・職員、各庁舎窓口、事務局等に配布）

報告第 6 8 号

一般職の職員の身分の取扱い（変更）について

一般職の職員の身分の取扱い（変更）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 2 5 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

職員の給与（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
給料表	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制
初任給 （行政職一）	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、宿日直手当、管 理職手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当
退職手当制度	観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。	香川縣市町総合事務組合（旧香川縣市町村職員退職手当組合）に加入し、 組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。		観音寺市職員の退職手当に関する 条例に基づき支給される。

職の名称（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
<p>吏員 (事務吏員・技術吏員)</p>	<p>課長、局長、支所長、福祉事務 所長、主幹、室長、課長補佐、 局長補佐、支所長補佐、福祉 事務所長補佐、下水浄化セン ター所長、衛生センター所長、 港務所長、保育所長、副主幹、 総括主査、総括自動車運転技 師、総括営繕技師、総括環境 整備技師、総括調理技師、係 長、主査、主任主事、主任技 師、保育所長補佐、主任保育 士、主任自動車運転技師、主 任営繕技師、主任環境整備 技師、主任調理技師、主事、 技師、保育士、自動車運転技 師、営繕技師、環境整備技 師、調理技師</p>	<p>参事、課長、主幹、園長、保 育所長、課長補佐、副主幹、 副園長、副保育所長、統括 主任教諭、統括主任保育士、 統括主任保健師、統括主任 栄養士、係長、主任主事主 任教諭、主任保健師、主任 保育士、主任保健師、主任 栄養士、副主任教諭、副主 任保育士、副主任保健師、 副主任栄養士、主事、教諭、 保育士、保健師、栄養士、 主事補</p>	<p>本 庁 課長（室長）、主幹、課長 補佐（室次長）、副主幹、 係長、主査、主任主事、主 任保健師、主事、保健師</p> <p>出先機関 所長、副所長、主任保育士、 保育士、栄養士</p>	<p>部長、支所長、課長、局長、 主幹、所長、室長、課長補 佐、局長補佐、支所長補佐、 所長補佐、副主幹、主査、 総括技術員、係長、主任、 主任技術員、主事、技師、 保育士、栄養士、技術員</p>
<p>吏員以外の職</p>	<p>事務員、技術員、保育士、自 動車運転技術員、営繕技術員、 環境整備技術員、調理技術員</p>	<p>運転手、用務員、給食調理 員、作業員、主任ホームヘ ルパー、ホームヘルパー</p>	<p>自動車運転手、清掃整備員、 給食調理員、用務員、ホーム ヘルパー</p>	<p>事務員、技術員、保育士、 栄養士</p>

級別職務分類表（案）

	観音寺市	大野原町	豊浜町	新観音寺市
1級	定型な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事補、教諭、保育士、保健師、栄養士	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	定型な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
2級	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事及び教諭、保育士、保健師、栄養士の職務に相当の経験年数を経た職員の職務	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務
3級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主任主事、保育士、教諭、保健師、栄養士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務
4級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士及び主任主事及び副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、係長	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務
5級	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	係長、主任保育士、主任教諭、主任保健師、副主幹、副所長、教頭	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務又はこれに相当する職務
6級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 総括主査の職務又はこれに相当する職務	園長、副園長並びに課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	副主幹、主任保育士、主任教諭、主任保健師、課長補佐、副所長、教頭、主幹、所長、園長	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	課長、主幹、園長、保育所長	主幹、室長、課長、所長、園長、議会事務局長	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務
8級	課長の職務又はこれに相当する職務	参事、課長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長	課長、議会事務局長	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務

報告第 6 9 号

特別職の職員の身分の取扱い（その 2）について

特別職の職員の身分の取扱い（その 2）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 2 5 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

特 別 職 の 報 酬 一 覧 表

種 別	旧 観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		新 観 音 寺 市	
	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額
教 育 委 員 会 委 員 長	年 額	612,000	年 額	222,000	年 額	204,000	年 額	612,000
教 育 委 員 会 委 員	年 額	554,000	年 額	179,000	年 額	165,000	年 額	554,000
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	年 額	360,000	年 額	105,000	年 額	101,000	年 額	360,000
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	年 額	245,000	年 額	86,000	年 額	84,000	年 額	245,000
公 平 委 員 会 委 員 長	年 額	150,000		-		-	年 額	150,000
公 平 委 員 会 委 員	年 額	132,000		-		-	年 額	132,000
監 査 委 員 (識 見 を 有 す る 者)	月 額	170,000	年 額	250,000	年 額	204,000	月 額	170,000
監 査 委 員 (議 会 よ り 選 任)	月 額	35,000	年 額	204,000	年 額	165,000	月 額	35,000
農 業 委 員 会 会 長	年 額	404,000	年 額	254,000	年 額	235,000	年 額	404,000
農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者	年 額	316,000	年 額	214,000	年 額	193,000	年 額	316,000
農 業 委 員 会 部 会 長	年 額	316,000		-		-	年 額	316,000
農 業 委 員 会 委 員	年 額	274,000	年 額	199,000	年 額	177,000	年 額	274,000
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	7,100	日 額	8,000	日 額	8,000	日 額	7,000
総 合 振 興 計 画 審 議 会 委 員	日 額	7,100	日 額	8,000		-	日 額	7,000
個 人 情 報 保 護 対 策 審 議 会 委 員	日 額	7,100	日 額	8,000	日 額	8,000	日 額	7,000
消 防 委 員 会 委 員 長		-	年 額	50,000		-		-
消 防 委 員 会 委 員	日 額	7,100	年 額	43,000	年 額	29,000	日 額	7,000
防 災 会 議 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
水 防 協 議 会 委 員		-	日 額	8,000		-		-
特 別 職 報 酬 等 審 議 会 委 員	日 額	7,100	日 額	8,000	日 額	10,000	日 額	7,000
公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
公 務 災 害 補 償 等 審 査 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
公 文 書 公 開 審 査 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
情 報 公 開 審 査 会 委 員		-	日 額	8,000		-		-
伊 吹 開 発 総 合 セ ン タ ー 運 営 委 員 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
航 路 事 業 審 議 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
交 通 安 全 対 策 会 議 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
交 通 指 導 員		-	月 額	27,000	月 額	長 30,000 28,000	月 額	27,000
住 居 表 示 審 議 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
環 境 審 議 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000
廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 委 員	日 額	7,100		-		-	日 額	7,000

人権擁護審議会委員	日額	7,100	日額	8,000	年額	11,000	日額	7,000
ふれあい文化センター運営審議会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
予防接種等健康被害調査委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
国民健康保険運営協議会委員長	-	-	日額	8,000	年額	31,000	-	-
国民健康保険運営協議会委員	日額	7,100	日額	8,000	年額	27,000	日額	7,000
民生委員推薦会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
港湾運営委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
住宅運営委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
住宅入居者選考委員	-	-	-	-	年額	11,000	-	-
都市計画審議会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
水質保全委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
農業基本対策審議会委員	日額	7,100	-	-	日額	-	日額	7,000
中小企業融資審査委員会委員長	-	-	日額	8,000	年額	29,000	-	-
中小企業融資審査委員会委員	日額	7,100	日額	8,000	年額	26,000	日額	7,000
商工業振興審議会委員	-	-	日額	8,000	年額	13,000	-	-
社会教育委員会会長	-	-	-	-	年額	13,000	-	-
社会教育委員	日額	7,100	-	-	年額	11,000	日額	7,000
文化財保護審議会委員	日額	7,100	年額	24,000	年額	12,000	日額	7,000
公民館運営審議会委員長	-	-	-	-	年額	13,000	-	-
公民館運営審議会委員	日額	7,100	日額	8,000	年額	11,000	-	-
働く婦人の家運営委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
体育指導委員	年額	23,000	年額	28,000	年額	24,000	年額	23,000
学校給食センター運営委員会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
図書館協議会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
少年育成センター運営協議会委員	日額	7,100	-	-	-	-	日額	7,000
少年補導委員	-	-	-	-	年額	16,000	-	-
選挙長	職務の内容に基づき任命権者が市長と協議して定める額		日額については国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準ずる		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の定める額		選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	
投票、開票管理者								
投票、開票、選挙立会人								
期日前投票管理者及び不在者投票管理者(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「施行令」という。)第55条第2項及び第57条の規定によるものを除く。)								
期日前投票立会人及び不在者投票立会人(施行令第57条第3項及び第58条第3項の規定によるものを除く。)								
前記以外の非常勤の特別職の職員	職務の内容に基づき任命権者が市長と協議して定める額		-		-		勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める額	

報告第70号

事務組織及び機構の取扱いについて

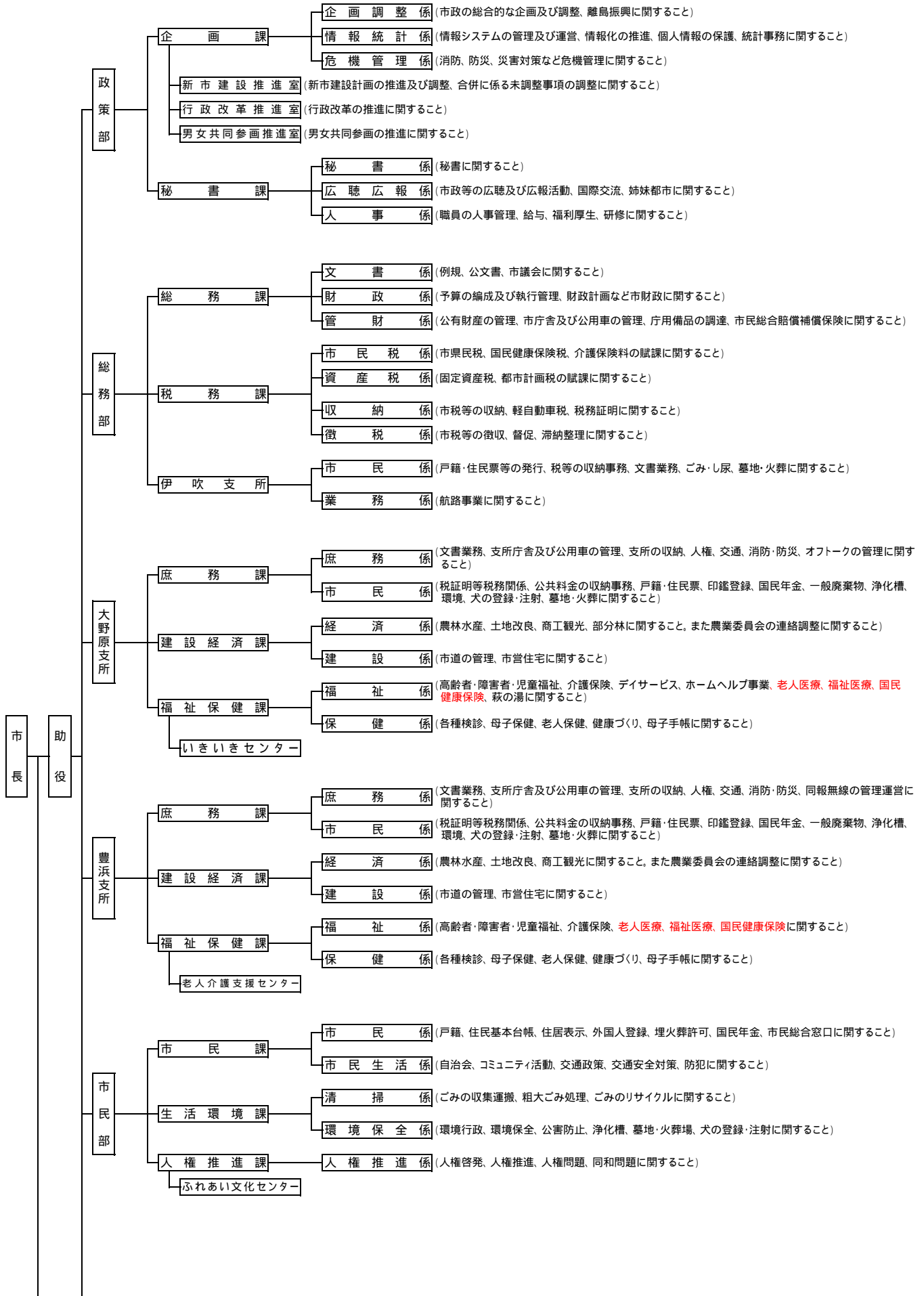
事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

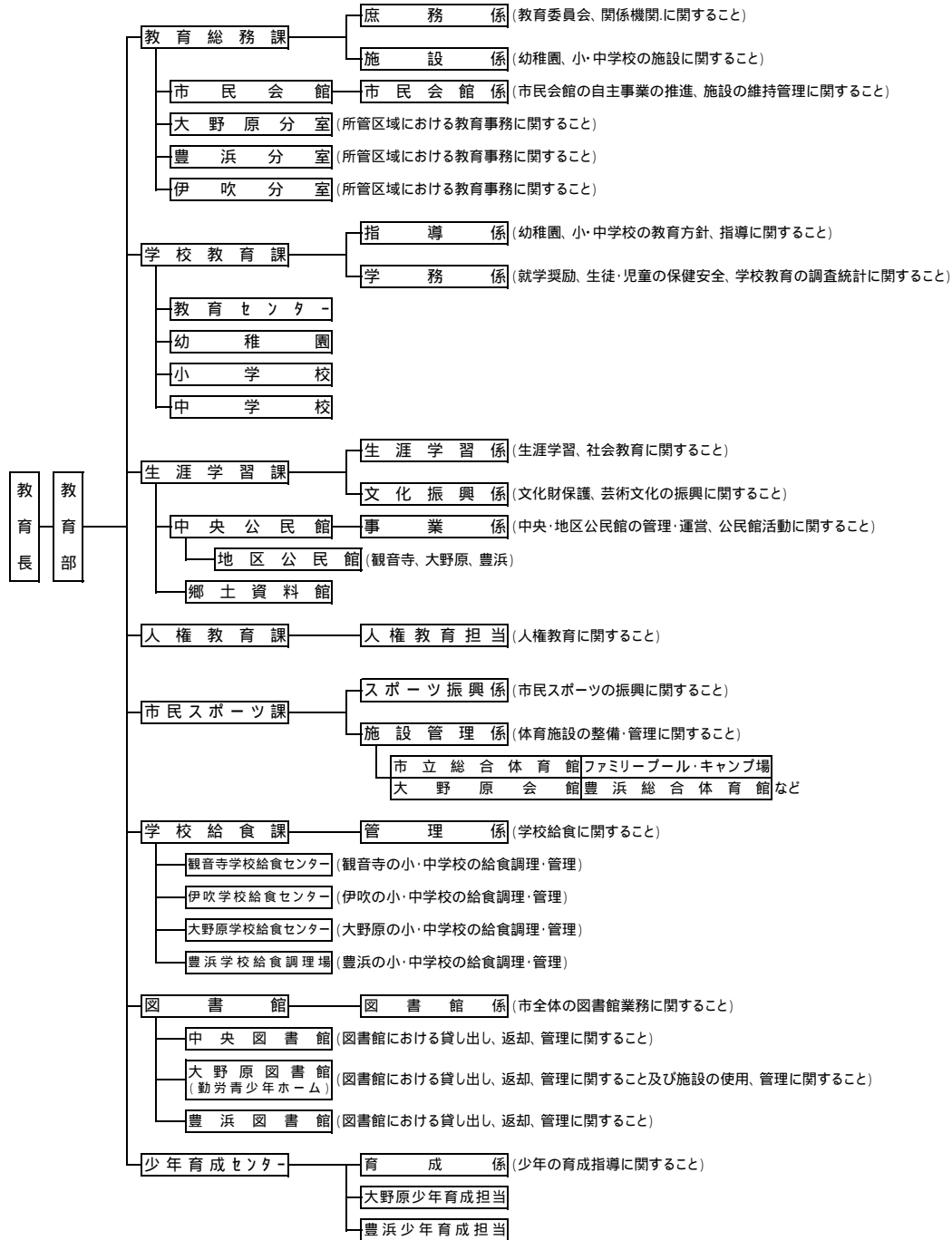
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市の組織について(案) H17.8.11

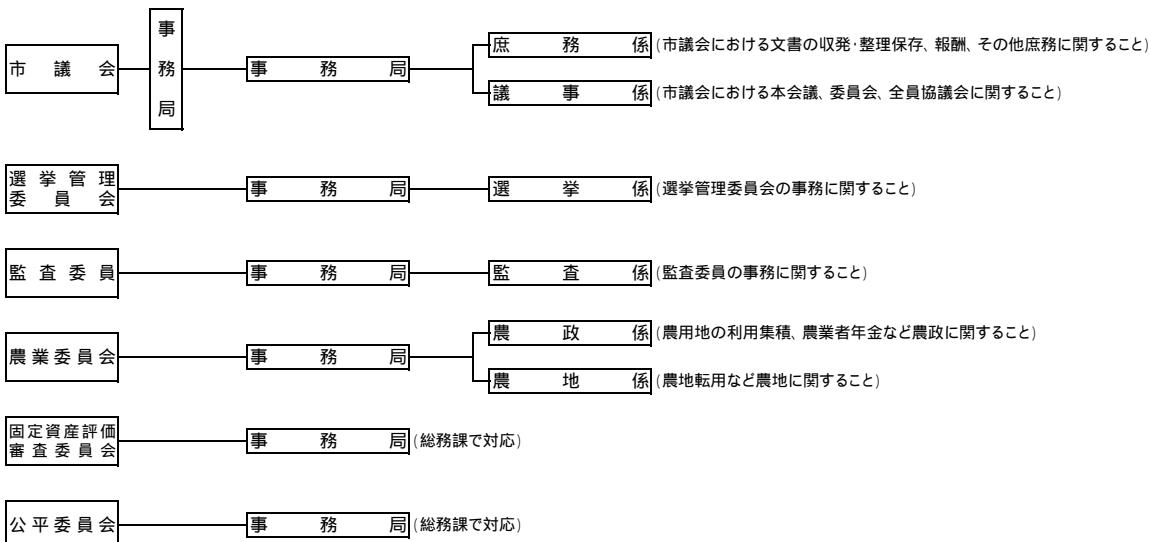
【市長部局】



【教育委員会】



【議会・各種委員会】



報告第 7 1 号

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その 2）について

各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その 2）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 8 月 2 5 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	2 3 - 1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い	分会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整の方針	<p>情報公開について</p> <p>情報公開については、合併時までに調整し、統一する。</p>						
・情報公開について	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
根拠例規	観音寺市公文書公開条例 平成12年3月28日条例第4号 施行 平成13年4月1日	大野原町情報公開条例 平成14年3月22日条例第2号 施行 平成14年4月1日	豊浜町情報公開条例 平成14年3月29日条例第8号 施行 平成14年4月1日	観音寺市公文書公開条例 平成17年10月11日条例第 号 施行 平成17年10月11日			
目的	市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。	町民の公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	町民の行政文書の公開を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、町政に関し町民に説明する責務が全うされるようにし、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。	市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の参加をより一層推進し、市政に対する市民の理解を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。			
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			
公文書の定義	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）で、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（フロッピーディスク、録音テープ、磁気ディスク等に記録された電子情報）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）で、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。			
公開を請求できるもの	(1)市内に住所を有する個人 (2)市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3)市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの（当該関係公文書に限る。）	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)町の区域内の学校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの（当該関係公文書に限る。）	(1)町の区域内に住所を有する個人 (2)町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3)町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの（当該関係公文書に限る。）	(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 (3) 市の行政により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが予測されるもの（当該関係公文書に限る。）			
公開しないことのできる公文書	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの。			

	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
情報公開審査会	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開	大野原町情報公開審査会 ・委員 6人以内 ・会議は、非公開	豊浜町情報公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開	観音寺市公文書公開審査会 ・委員 5人以内 ・会議は、非公開
費用負担	・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...実費負担	・手数料 ... 無料 ・写しの費用...実費負担	・手数料 ... 規定で定める額 ・写しの費用...規定で定める額	・手数料 ... 規定で定める額 (1件の公文書につき350円) ・写しの費用...実費負担
不服申立て	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問	・審査会へ諮問

協定項目番号	23-1	合併協定項目	各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い		分会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整の方針	個人情報保護について 個人情報保護については、合併時まで調整し、統一する。							
・個人情報保護について	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果				
根拠例規	観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成15年10月1日条例第19号 施行 平成15年10月1日	大野原町個人情報保護条例 平成14年3月22日条例第3号 施行 平成14年4月1日	豊浜町個人情報保護条例 平成14年3月29日条例第9号 施行 平成14年4月1日	観音寺市個人情報の保護に関する条例 平成17年10月11日条例第 号 施行 平成17年10月11日				
目的	実施機関において個人情報の利用が拡大しているにかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。				
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会				
個人情報の定義	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。				
個人情報の保有の制限	実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例（以下「法令等」という。）の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	1 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令及び条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない				
審議会	観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年	大野原町個人情報保護審議会 ・委員 6人以内 ・任期 2年	豊浜町個人情報保護審査会 ・委員 5人以内 ・任期 2年	観音寺市個人情報保護対策審議会 ・委員 10人以内 ・任期 2年				

報告第72号

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 72 号	各種事務事業(環境対策関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
公害防止条例	観音寺市公害防止条例 昭和47年4月2日条例第14号 施行 昭和48年4月1日 目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること			【調整方針】 公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。 【調整結果】 観音寺市公害防止条例 目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること 内容 第1章 総則 第2章 規制措置 第3章 補則 第4章 罰則 附則
美しいまちづくり条例	観音寺市美しいまちづくり条例 平成10年12月21日条例第23号 施行 平成11年4月1日 目的 空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること	大野原町ごみ等の散乱防止及び環境美化に関する条例 平成9年12月24日条例第4号 施行 平成10年1月1日 目的 町民等、事業者、占有者等及び町が一体となつてごみ等の散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全に取り組み、すがすがしい街づくりの形成に資すること		【調整方針】 美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。 【調整結果】 目的 ごみ等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること 主な内容 市、市民等、事業者、所有者等の責務 投棄、落書きの禁止、空き地の管理義務 他

報告第73号

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

報告第 73 号	各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
廃棄物処理計画	<p>観音寺市一般廃棄物処理計画</p> <p>策定年度 平成16年度</p> <p>目標年次 平成20年度</p> <p>(環境や合併等諸条件の大きな変動がない限り5年毎に見直し)</p>	<p>大野原町一般廃棄物処理計画</p> <p>策定年度 平成9年度</p> <p>目標年次 平成20年度</p> <p>(概ね5年毎に見直し)</p>	<p>豊浜町一般廃棄物処理計画</p> <p>・一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理、生活廃水処理)</p> <p>策定年度 平成14年度</p> <p>目標年次 平成23年度</p>	<p>【調整方針】</p> <p>廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>観音寺市一般廃棄物処理計画</p> <p>旧市町の区域に基づく現計画を引き継ぎ、その集合体を新市の計画とする。</p>
一般廃棄物処理業等許可事務	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 1件につき5,000円</p>	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 無料</p>	<p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 無料</p>	<p>【調整方針】</p> <p>一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【調整結果】</p> <p>・許可申請者</p> <p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者</p> <p>上記について更新を申請する者</p> <p>・有効期限 2年</p> <p>・許可手数料 1件につき5,000円</p>

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
衛生組合	<p>観音寺市衛生組合連合会</p> <p>目的 衛生組合相互の緊密な連携のもとに市民保健の増進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>事務局 観音寺市役所生活環境課内</p> <p>総会 年1回(5月末)</p> <p>会費 20円/世帯</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> 研修会、講習会参加 広報活動の強化 顕彰事業の推進 生活環境の整備と美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭排水路及び集積所の消毒並びに散乱ゴミ清掃の実践活動の推進 河川清掃等の推進、空カン等の投げ捨て防止、資源ゴミの回収運動の推進 ゴミ分別収集の推進 各種保健事業への積極的な参加と協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 健康診査並びに各種検診の受診率を高め、健康の保持増進を図る。 健康教室への参加を呼びかけ、成人病に対する知識と理解を深める。 市保健センターの積極的な利用を呼びかけ、自己健康管理の啓発と推進を図る。 地区献血推進協議会を中心に、献血に対する理解と協力を広く呼びかけ、地域ぐるみで助け合いを推進する。 野犬による被害を防止するため、撲滅に組織ぐるみで協力する。 	<p>大野原町衛生組合</p> <p>目的 町民の自主的組織活動を推進し、町の基本行政を犯すことなく町当局の環境衛生並びに町民の福祉行政を支援して健康で明るく住みよい大野原町を建設すること</p> <p>事務局 大野原町役場住民課内</p> <p>総会 年1回(4月末)</p> <p>会費 1,000円/戸</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 地区組織の啓蒙増進 衛生思想の普及向上 会員の健康と福祉の増進 指導者の養成 公衆衛生、環境衛生、母子衛生等の研究調査 優良施設、器具、共同防除薬剤等の推奨及び斡旋並びに必要なに応じてその助成措置 その他本会の事業達成のための必要な事業 	<p>豊浜町保健衛生推進協議会</p> <p>目的 単位推進会相互の緊密な連携のもとに町民の保健衛生の向上をはかり、健康で住みよい豊浜町の建設に寄与すること</p> <p>事務局 豊浜町役場住民生活課内</p> <p>会議 年1回(5月末)</p> <p>会費 なし</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 町民の保健衛生知識の啓蒙と増進 公衆衛生思想の普及と推進 指導者の育成 優良施設、器具薬剤などの推奨と斡旋 町、保健所等保健行政に対する協力 その他本会の目的達成に必要な事業 	<p>【調整方針】 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>【調整結果】</p> <p>目的 観音寺市下における地区組織相互の緊密な連携の下に、地区社会を通じ公衆衛生の向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>名称 観音寺市環境衛生組織連合会</p> <p>組織 観音寺環境衛生組合、大野原環境衛生組合、豊浜環境衛生組合により組織する。</p> <p>事務局 観音寺市役所市民部生活環境課内</p> <p>会議 定例会 年2回 その他必要の都度臨時会を開催</p> <p>事業 上記の目的を達成するための必要な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)各環境衛生組合の連携、育成 (2)会員の健康の保持、増進 (3)指導者の育成 (4)公衆衛生上必要な研究、調査 (5)功労者、優良団体の顕彰 (6)優良施設、器具、薬剤等の推奨及び斡旋 (7)その他本会の目的達成に必要な事業

報告第 73 号	各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱い			
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
<p>ごみ減量等推進事業</p> <p>観音寺市廃棄物減量等推進審議会</p> <p>15名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見を有する者 ・ 各種団体の代表者 <p>任期 2年</p> <p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 広報、インターネット、チラシ等により周知</p>	<p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については、衛生組合総会において周知</p>	<p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 広報、ケーブルテレビ、チラシ等により周知</p>	<p>【調整方針】</p> <p>ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>15名以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 識見を有する者 ・ 各種団体の代表者 <p>任期 2年</p> <p>啓発活動</p> <p>ごみの抑制、再利用、水切りの推進については 衛生組合、広報、インターネット、ケーブルテレビ、チラシ等により周知</p>	
<p>生ごみ処理機購入費助成事業</p> <p>目的</p> <p>本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象</p> <p>市内に住所を有する世帯(事業所を除く。)で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)生ごみを乾燥させる方式の処理機 (2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機 <p>補助内容</p> <p>1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)</p>	<p>目的</p> <p>本町における廃棄物の適正処理の一環として、生ごみ(台所廃棄物をいう。)の排出減量を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して予算の範囲内において補助金を交付し、もって住民の生活環境の向上に寄与する。</p> <p>対象</p> <p>本町に住所を有し豊浜町保健衛生推進協議会長が認めた生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入し、申請者の町内の所有地に設置するもの</p> <p>補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機 1個につき購入金額の1/3、1世帯につき1個 (ただし20,000円を限度とする) 	<p>【調整方針】</p> <p>生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>目的</p> <p>本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象</p> <p>市内に住所を有する世帯(事業所を除く。)で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)生ごみを乾燥させる方式の処理機 (2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機 <p>補助内容</p> <p>1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)</p>		

報告第74号

市長・市議会議員選挙日程について

市長・市議会議員選挙日程について、別紙のとおり報告する。

平成17年8月25日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

別紙

市長・市議会議員選挙日程について

1 日程等の確定

平成17年10月11日(火)に開かれる選挙管理委員会による。

2 執行形態

同時執行を想定

3 日程等

観音寺市長選挙と観音寺市議会議員選挙は共に、11月13日(日)の告示で11月20日(日)投票・開票予定。

立候補予定者等に対する説明会は、10月20日(木)午後1時30分～(受付午後1時～)観音寺共同福祉施設2階軽運動室で開催。

(3) その他

(1) 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会について

- ・日 時 平成 1 7 年 8 月 2 5 日 (木) 午後 1 時から
- ・場 所 豊浜町コミュニティセンター 海の家
- ・内 容 別紙のとおり

別紙

観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会の開催について

- 1 日時 平成17年8月25日(木) 13:00~16:00
- 2 場所 豊浜町コミュニティセンター 海の家
- 3 目的 観音寺市・大野原町・豊浜町の一市二町は、平成17年10月11日に合併し新しく「観音寺市」となる。そこで、この機に観音寺市・大野原町豊浜町の児童の交流会を実施し、ゲームをしたり自分の学校を紹介し合ったりすることを通して、お互いの親睦を図るとともに、それぞれの学校や地域について理解を深めたりする。
- 4 参加者 各学校 児童代表3~4名 引率者2名(管理職1名)
児童総数47名 引率教師総数28名 総合計75名
- 5 内容
- 写真撮影
- (1) 開会行事 (進行; 観音寺南小学校児童) 13:30~13:40
児童代表のことば(豊浜小学校児童)
教育委員会挨拶
- (2) ゲーム交流(担当; 萩原小学校児童) 13:40~14:20
自己紹介
構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れたゲーム
「いろいろ握手」
- (3) 学校紹介 14:30~15:15
・ 観音寺市の学校、大野原町の学校、豊浜町の学校の順で学校紹介をする。
・ とりのこ紙1枚に学校の特色となる活動や地域のことを書いておき、1校3分以内で紹介する。
- < 休憩 > 15:15~15:40
- (4) 合併協議会の方の話 15:40~15:55
観音寺市教育長より、市町合併のこと、1市2町のこと、新しいまちづくりの目標について等、合併資料に基づき説明
- (5) 閉会行事 15:55~16:00
児童代表のことば(大野原小学校児童)
校長代表挨拶

平成17年10月11日
新しい「観音寺市」が誕生します！！



観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会資料

今年の10月11日に、観音寺市と大野原町と豊浜町が^{がっぺい}合併します。
合併する市と町は、これまでも香川県の西の^{げんかん}玄関としてさまざまな活動をしてきましたが、これからは一つの市になります。
新しい観音寺市をつくっていくのは、みなさんです。
この資料を読んで、みなさんが住んでいるまちの将来について、未来に向かって明るく元気な生き生きとした気持ちで考えてみましょう。

平成17年8月25日
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

目次

1 . 市町村合併ってなんだろう？……………	1
市町村合併ってなあに？	
なぜ、合併を考える必要があるの？	
住所はどうなるの？	
どこの学校に通うの？	
市役所や町役場はどうなるの？	
2 . 合併する市や町ってどんなところ？……………	4
観音寺市の魅力	
大野原町の魅力	
豊浜町の魅力	
3 . 数字で見る合併……………	7
1市2町の人口と面積	
1市2町の市町立学校の状況	
4 . 新市のまちづくりの目標……………	9
新市の将来像	
心とからだの健康を守るまち【保健・医療・福祉】	
暮らしと自然が共生するまち【環境保全・生活環境】	
誰もが生き生きと学び、成熟するまち【教育・文化】	
活力・魅力が豊かさを創るまち【産業・交流】	
暮らしを支える基盤の充実したまち【基盤整備】	
住民自治が花開くまち【市民活動・行財政】	

(3) その他

(2) 第 1 8 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成 1 7 年 9 月 2 2 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から

・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	高丸 勝茂	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表

